

(仮称) 白滝山ウインドファーム更新事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和元年 12 月

白滝山ウインドファーム株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する 事業者の見解	5
[別紙 1] 日刊新聞紙における公告	13
[別紙 2] ホームページにおけるお知らせ	14
[別紙 3] 広報誌への掲載	15
[別紙 4] 地元配布資料	16
[別紙 5] 縦覧状況	17
[別紙 6] 意見書様式	19

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

「環境影響評価法」第7条に基づき、方法書についての環境保全の見地から一般の意見を求めた。方法書についての公告・縦覧に関する事項並びに方法書に対する一般の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

(1) 公告の日

令和元年10月16日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙1 参照]

令和元年10月16日（水）付で、下記の日刊紙に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・朝日新聞（朝刊）
- ・読売新聞（朝刊）
- ・毎日新聞（朝刊）
- ・産経新聞（朝刊）
- ・山口新聞（朝刊）

② インターネットへの掲載による公告 [別紙2 参照]

令和元年10月16日（水）から、下記のホームページに案内を掲載した。

- ・株式会社きんでんホームページ

URL <https://www.kinden.co.jp/>

③ 広報誌への掲載による公告 [別紙3 参照]

下記の広報誌に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・広報ながと 令和元年10月号

④ 地元への周知 [別紙4 参照]

下関市及び各自治会区長と協議した結果、殿居は広報誌にお知らせのビラを挟み、住民の方に周知した。中河内・杣地・蓋の井・市の瀬は、集会時に自治会長を通じて口頭で周知した。

長門市は、自治会長との協議の結果を踏まえ、広報誌による周知のみとした。

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 10 箇所及び事業者 1 箇所の計 11 箇所、並びにインターネットを利用し縦覧を行った。

①関係自治体庁舎及び事業者での縦覧 [別紙 5 参照]

- ・ 山口県長門健康福祉センター（山口県長門市東深川 1344-1）
- ・ 下関市役所 本庁（山口県下関市南部町 1-1）
- ・ 下関市役所 環境部環境政策課（山口県下関市古屋町 1-18-1）
- ・ 下関市役所 豊田総合支所（山口県下関市豊田町大字殿敷 1918-1）
- ・ 下関市役所 豊北総合支所（山口県下関市豊北町大字滝部 3140-1）
- ・ 下関市役所 豊北総合支所栗野支所（山口県下関市豊北町大字栗野 3333-2）
- ・ 下関市役所 豊北総合支所阿川支所（山口県下関市豊北町大字阿川 3752）
- ・ 下関市役所 豊北総合支所田耕支所（山口県下関市豊北町大字田耕 4332-2）
- ・ 長門市役所 商工水産課（山口県長門市東深川 1324-1）
- ・ 長門市役所 本庁図書縦覧コーナー（山口県長門市東深川 1339-2）
- ・ 白滝山ウインドファーム株式会社（山口県下関市豊北町大字栗野字オケ瀬 10001-3）

②インターネットの利用による縦覧

- ・ 株式会社きんでんホームページ
URL <https://www.kinden.co.jp/>

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和元年 10 月 16 日（水）から令和元年 11 月 15 日（金）まで

自治体庁舎及び事業者の縦覧は、土・日曜日、祝日を除く開庁（営業）時とし、インターネットの利用による縦覧については、期間中は終日アクセスが可能な状態とした。

(5) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）	総数	6 名
・ 山口県長門健康福祉センター		0 名
・ 下関市役所 本庁		1 名
・ 下関市役所 環境部環境政策課		1 名
・ 下関市役所 豊田総合支所		0 名
・ 下関市役所 豊北総合支所		1 名
・ 下関市役所 豊北総合支所栗野支所		2 名
・ 下関市役所 豊北総合支所阿川支所		0 名
・ 下関市役所 豊北総合支所田耕支所		1 名
・ 長門市役所 商工水産課		0 名
・ 長門市役所 本庁図書縦覧コーナー		0 名
・ 白滝山ウインドファーム株式会社		0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する広告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

①下関市豊田町殿居地区

- ・ 開催日時：令和元年 10 月 23 日 18 時より
- ・ 開催場所：とのい夢夢ハウス
- ・ 来場者数：20 名

②下関市豊北町中河内地区

- ・ 開催日時：令和元年 10 月 27 日 8 時より
- ・ 開催場所：中河内集会所
- ・ 来場者数：23 名

③下関市豊北町杣地地区

- ・ 開催日時：令和元年 10 月 27 日 11 時より
- ・ 開催場所：杣地集会所
- ・ 来場者数：14 名

④下関市豊北町蓋の井地区

- ・ 開催日時：令和元年 10 月 27 日 15 時より
- ・ 開催場所：蓋ノ井自治会館
- ・ 来場者数：8 名

⑤長門市

- ・ 開催日時：令和元年 10 月 29 日 18 時より
- ・ 開催場所：長門市物産観光センター
- ・ 来場者数：2 名

⑥下関市豊北町市の瀬地区

- ・ 開催日時：令和元年 10 月 30 日 18 時より
- ・ 開催場所：市之瀬自治会館
- ・ 来場者数：19 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年10月16日（水）から令和元年11月29日（金）まで
（郵送受付は、当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法 [別紙6参照]

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けの意見箱に投函
- ・事業者宛に書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は3通、意見の総数は28件であった。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価方法書」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見は28件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は表2-1に示すとおりである。

表2-1(1) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
1	閲覧者受付名簿の人数は事業に対する住民の関心の低さと宣伝不足を感じる。 環境影響評価方法書、環境影響評価書（要約書）ともに一般住民レベルでの理解は厳しい。住民説明会資料（環境影響評価方法のあらまし）かA4一枚程度の要約の要約なら理解できるかも。 白滝山ウインドファームが運営する風力発電は、設置、営業運転、撤去まで全ての面において安心・安全であることを証明して欲しい。また、栗野地区発展に尽力されることを期待する。 栗野地区全体を対象とした説明会をおこない、事業の安心・安全をもっとアピールしながらより多くの住民の賛同を得て、事業を進めて欲しい。 個人的ですが風力発電事業、おおいに期待しています。	地域住民の閲覧に関しては、共稼ぎ、年配者が多く閲覧の期待が持てないため、事業に直接的に関与する地域住民の理解頂きたい地区の自治会長と日程調整を行い住民集会の中で事業説明会をすることにより、積極的にコミュニケーションを図りました。 地区の大半の方が参加され、様々な意見を頂戴しております。住民の関心の低さと宣伝不足は無いものと考えます。 栗野地区を含めその他豊北町内の自治会への説明会は、実施設計を進めていく段階で開催方法を検討させていただきたいと思います。
2	■1. コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告(*)によれば、実態把握サイト（風力発電施設10サイト）におけるコウモリ類の推定死亡数は年間502.8個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数（257.6羽）のおよそ2倍になる。 コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。益獣が減れば住民に不利益が生じる。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018.	現地調査によりコウモリ類の生息状況を確認した上で、必要に応じて風力発電機の配置を検討する等の保全措置を講ずることにより、極力影響を回避・低減させる計画です。

表2-1(2) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
3	■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)以下であってもブレードは回転するのか?	カットイン風速(3.0m/s)以下であっても回転はします。
4	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)を任意に変更できるのか?	メーカーと協議中ですが、基本的には、任意で変更できるものと考えています。
5	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を実行できるのか?	上記3番に回答したとおり、可能と考えています。
6	■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。本事業者も実施して頂きたい。	現地調査の結果や専門家の意見を踏まえ、コウモリ類への影響を考慮致します。
7	■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	現地調査の結果や専門家の意見を踏まえ、コウモリ類への影響を考慮致します。
8	■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「白滝山ウインドファーム株式会社」及び委託先の「エヌエス環境株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか? 上記のコウモリの保全措置(「 <u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u> 」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。	現地調査の結果や専門家の意見を踏まえ、コウモリ類への影響を考慮致します。

表2-1(3) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
9	■8.「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。	環境保全措置は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点から基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものです。実施基準については、法第12条第1項の規定に基づき、環境保全措置指針に基づき検討するものと考えております。
10	■9. 環境保全措置の実施時期について 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	コウモリへの影響については、今後の調査を実施し、コウモリへの影響が明らかとなった場合には、有識者等の意見を踏まえながら、適切な保全措置を検討致します。
11	■10.「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。	事後調査とは、工事中及び供用後の環境の状況等を把握するための調査に位置づけられたものです。実施については、予測の不確実性が大きく、効果に係る知見等が不十分な環境保全措置を講ずる場合に、検討するものとします。
12	■11.「事後調査」の定義について2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。	上記のとおり、予測の不確実性や効果に係る知見等が不十分な場合に、環境保全措置の効果を把握するために実施する調査が事後調査とと考えております。

表2-1(4) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
13	■12.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし、国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性に伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	コウモリへの影響については、今後の調査を実施し、コウモリへの影響が明らかとなった場合には、有識者等の意見を踏まえながら、適切な保全措置を検討致します。
14	■13.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし、国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	有識者等の意見を踏まえながら、適切な調査を計画します。
15	■14「回避」と「低減」の言葉の定義について1 「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。	影響の回避については、行為の全体又は一部を実行しないことにより影響を発生させないことです。また、影響の低減については、何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えることや発現した影響を何らかの手段で修復する措置です。

表2-1(5) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
16	■15 「回避」と「低減」の言葉の定義について2 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	ライトアップについては、コウモリ類の餌となる走光性の昆虫を寄せることになり、バットストライクを助長させることに繋がる可能性が高いと認識しています。 なお、現計画では、供用時に風力発電機のライトアップは考えていないため、この影響は発生しないと考えています。
17	■16. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	番号16に回答したとおり、風力発電機へのライトアップは実施しないことから、ライトアップを主要因とする影響は発生しないと考えています。
18	■17. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	番号16に回答したとおり、風力発電機へのライトアップは実施しないことから、ライトアップを主要因とする影響は発生しないと考えています。
19	■18. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。	今後調査を実施し、得られた確認種情報と生態的な特徴等と照らしあわせ、頂いたご意見を踏まえながら、必要に応じて適切な保全措置を検討します。

表2-1(6) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
20	■19.「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いている。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Micheal Schirmacher. 2010)	現地調査の結果や専門家の意見を踏まえ、コウモリ類への影響を考慮致します。
21	■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	コウモリへの影響については、今後の調査を実施し、コウモリへの影響が明らかとなった場合には、有識者等の意見を踏まえながら、適切な保全措置を検討致します。
22	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	コウモリへの影響については、今後の調査を実施し、コウモリへの影響が明らかとなった場合には、有識者等の意見を踏まえながら、適切な保全措置を検討致します。
23	■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	バットストライクの予測は、ご指摘のとおり、不確実性が伴うため、必要に応じて、有識者等の意見を伺いながら、適切な保全措置を検討致します。

表2-1(7) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
24	■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などと主張するかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。	本事業地では、平成23年3月から運転を開始していますが、これまでにバットストライクの事例は確認されておりません。 今後の調査により、バットストライクの事例が確認された場合には、有識者等の意見を聴取し、適切な保全措置について検討致します。
25	■24. コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながる生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	頂いたご意見を踏まえて、必要に応じて可能な限り適切な手法による調査を実施し、その結果を踏まえ、適切な保全措置について検討します。
26	■25. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月1～2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。	死骸探索調査は、現在月2回の頻度での実施を計画しています。また、調査中は既設の風力発電機が稼働しているため、メンテナンス等で巡回する職員や別項目の調査により調査員が常に出入りし、実際には月2回以上の頻度で確認することで検出頻度の向上を図ります。
27	■26. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	意見書の内容は要約しないこととします。

表2-1(8) 方法書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
28	栗野蓋の井にある住居で最も風車に近い処は900m程度となっている。新規の風車は最も西側のものでこれよりも距離を大きくとってもらいたい。	風車の配置は現在風況観測を行いながら、風況シミュレーションを行いながら配置計画をしています。騒音・防災面も考慮しながら近隣住民の方と協議しながら合意形成に努めたいと考えています。

日刊新聞紙における公告

朝日新聞 (令和元年 10 月 16 日 朝刊 31 面)
読売新聞 (令和元年 10 月 16 日 朝刊 35 面)
毎日新聞 (令和元年 10 月 16 日 朝刊 25 面)
産経新聞 (令和元年 10 月 16 日 朝刊 27 面)
山口新聞 (令和元年 10 月 16 日 朝刊 19 面)

お知らせ	
一、事業者の名称	白濁山ワイナリー株式会社
二、代表者の氏名	代表取締役社長 山中廣人
三、事業所の所在地	山口県下関市豊北町大字薬野字オク瀬二〇〇二番地三
四、対象事業の名称	(仮称)白濁山ワイナリー更新事業
五、原動力の種類	風力(陸上)
六、発電所の出力	最大五万キロワット
七、対象事業実施区域	山口県下関市豊北町、下関市豊田町、長門市油谷河原
八、環境影響を受ける範囲である認められる地域の範囲	山口県下関市、長門市
九、縦覧の場所	山口県長門健康福祉センター
十、縦覧の時間	下関市役所 本庁
十一、縦覧の時間	下関市役所 環境部環境政策課
十二、縦覧の時間	下関市役所 豊田総合支所
十三、縦覧の時間	下関市役所 豊北総合支所
十四、縦覧の時間	下関市役所 豊北総合支所 豊野支所
十五、縦覧の時間	下関市役所 豊北総合支所 阿久川支所
十六、縦覧の時間	下関市役所 豊北総合支所 田井支所
十七、縦覧の時間	長門市役所 商工水産課
十八、縦覧の時間	長門市役所 本庁図書総務コーナー
十九、縦覧の時間	白濁山ワイナリー株式会社
二十、縦覧の時間	開庁(営業)時間内(土・日・祝日を除く)
二十一、縦覧の時間	https://www.kinden.co.jp/
二十二、縦覧の時間	(株式会社さんでん)
二十三、縦覧の時間	二〇一九年十月十八日(水)から
二十四、縦覧の時間	二〇一九年十一月十五日(金)まで
二十五、縦覧の時間	環境の保全の観点からの意見を
二十六、縦覧の時間	お持ちの方は、縦覧場所に設置して
二十七、縦覧の時間	あるご意見箱にご投函下さるか、
二十八、縦覧の時間	お問い合わせ先へ郵送下さい。
二十九、縦覧の時間	氏名及び住所
三十、縦覧の時間	方法書の名称
三十一、縦覧の時間	環境の保全の観点からの意見
三十二、縦覧の時間	(意見の理由を含む)
三十三、縦覧の時間	二〇一九年十一月二十九日(金)
三十四、縦覧の時間	(当日消印有効)
三十五、縦覧の時間	※意見書に記載された個人情報、
三十六、縦覧の時間	本件についてのみ使用し、それ以外
三十七、縦覧の時間	の目的には使用いたしません。
三十八、縦覧の時間	催を予定する場所・日時
三十九、縦覧の時間	一、このいそぎハウス
四十、縦覧の時間	下関市豊田町大字薬野(〇九四二)
四十一、縦覧の時間	十月二十三日(水)十八時より
四十二、縦覧の時間	二、中河内集会所
四十三、縦覧の時間	下関市豊北町大字田井字中河内
四十四、縦覧の時間	十月十七日(日)八時より
四十五、縦覧の時間	三、仙地集会所
四十六、縦覧の時間	下関市豊北町大字田井字仙地
四十七、縦覧の時間	十月十七日(日)十一時より
四十八、縦覧の時間	四、蓋ノ井自治会館
四十九、縦覧の時間	下関市豊北町大字薬野字蓋の井
五十、縦覧の時間	十月十七日(日)十五時より
五十一、縦覧の時間	五、長門市物産観光センター
五十二、縦覧の時間	(長門市東深川一三三三番地)
五十三、縦覧の時間	十月二十九日(水)十八時より
五十四、縦覧の時間	六、市之瀬自治会館
五十五、縦覧の時間	下関市豊北町大字薬野字市之瀬
五十六、縦覧の時間	十月二十日(水)十八時より
五十七、縦覧の時間	白濁山ワイナリー株式会社
五十八、縦覧の時間	(相違二 西本)
五十九、縦覧の時間	〒五三三八五〇 大阪府大阪市
六十、縦覧の時間	北区本庄東二丁目三番四一号
六十一、縦覧の時間	(株式会社さんでん内)
六十二、縦覧の時間	電話〇六六三七五六一七九
六十三、縦覧の時間	八、問い合わせ先

当社ホームページにおけるお知らせ

お知らせ

「(仮称)白滝山ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書」
の公表及び縦覧について

2019年10月16日
株式会社きんでん

この度、当社の子会社である白濁山ワインドファーム株式会社は、環境影響評価法に基づき、『(仮称)白濁山ワインドファーム中新市風 環境影響評価方法書』(以下、「方法書」という。)を以下のとおり公表し、意見を聴きます。

1. 方法費の公表

- 方法書は、2019年10月16日（水）～2019年11月15日（金）の間集中に閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷はできません。
- 方法書及び巻頭頁は、Internet Explorer及びAdobe社に最新バージョンのActiveX制御製品（正規版）での閲覧を推奨いたします。
- PDFファイルは、当ウェブサイト以外での閲覧、また閲覧制限をかけたものは表示できません。
- 著作権法により認められた場合を除き、無断で複製、転写、転送、配布、他ウェブサイトへの転載等は著作権法違反となる場合があります。

表紙と目次

- 第1口 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
- 第2口 対象事業の目的及び内容
- 第3口 対象事業実施区域及びその範囲の図説
- 第4口 第一種事業に係る評価施設設置申請に關する調査、評価及び評価の結果
- 第5口 評価書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6口 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7口 その他環境省法令で定める事項
- 第8口 環境影響評価方法書を委任した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

附录四

雪猪肉

方法肉のあらまし

方法表に封入の計算表（測定表様式）

2. 立法の目的

- [illegible]

3. 島児賣の浮出

- ② 以下の要項より2019年11月29日（金）まで「簡式」で「当国産油」
 口油山ワイルドフラワー株式会社
 〒513 8550 大府市大府本町2-13-3番4号（株式会社きんぎょ内）

4. お問い合わせ先

- ・日通山ラインドフア 株式会社 (和歌: 西本)
電話 06 6375 6179 (1. F. 曜日を除く、午前9時から午後5時まで)
- ・株式会社きんてん
電話 06 6375 6472 (1. F. 曜日を除く、午前9時から午後5時まで)

広報誌への掲載

「広報ながと」令和元年 10 月号掲載

**年一回の浄化槽
法定検査の受検を**

使用されているすべての浄化槽は、生活環境に悪影響を及ぼさないよう定期的な保守点検と清掃が必要です。

それとは別に、年一回の法定検査（浄化槽法第11条検査）を受けることが義務づけられています。

この法定検査は、浄化槽の日常の維持管理（保守点検・清掃）が適正に行われているかどうか、浄化槽が正常に機能しているかなどを判断する検査です。浄化槽の機能を維持し、正しく使用するため、左記の指定検査機関による検査を年一回必ず受けてください。

なお、検査の結果、不適正と判断された場合は、速やかに浄化槽の管理について改善を行ってください。

■指定検査機関（一社）山口県浄化槽協会長門支部

Let's Try!! ラグビー

最終回

カナダ代表チームキャンプ招致のレガシー

長門市では、平成 25 年に長門市世界大会等キャンプ招致委員会を立ち上げ、国際大会におけるキャンプ招致を目的とした活動に取り組んできました。この間、多くの皆様のご理解、ご協力により、今年 9 月 20 日に開幕したラグビーワールドカップ 2019™におけるカナダ代表チームのキャンプ招致という形で、一つの大きな目標を達成することができました。

カナダ代表チームの来訪は、インフラ整備や、キャンプ地としての知名度アップ、ラグビーのまちとしての盛り上がり、カナダ代表選手というトップアスリートとのふれあいなど、多くのレガシー（遺産）をもたらしました。

今後は大会を通じて得たレガシーを活用し、受け継いでいくことがカギとなります。市民みなでレガシーを共有して、さらなる発展につなげていきましょう。

■問い合わせ

長門市世界大会等キャンプ招致委員会 Tel 23-1196

みんなの
掲示板

問い合わせ
生活環境課環境衛生係
Tel 23・6858
Tel 23・1134

環境影響評価方法書の
縦覧と住民説明会

《縦覧》

縦覧図書（仮称）白滝山ウインドファーム更新事業に係る環境影響評価方法書

場所 市役所商工水産課、本庁図書縦覧コーナーなど

期間 10/16(水)～11/15(金)

意見書 縦覧場所に備え付けの意見書に必要事項を記入のうえ、投函もしくは左記に問い合わせの上、郵送ください

《住民説明会》

日時 10/29(火) 18:00～

場所 長門市物産観光センター2階会議室

問い合わせ 白滝山ウインドファーム株式会社

Tel 06・6375・6179

第51回山口県邦楽大会

日時 10/20(日) 10:00～15:00

場所 ルネッサなご

特別企画 琴とクラシックバレエとのコラボ

入場料 無料

問い合わせ 邦楽大会事務局

Tel 0833・41・3420

長門大津駅伝大会
交通規制に協力を

第67回長門大津駅伝大会が10月19日(土)に開催されます。

例年、応援者の車などで道路が渋滞し、選手の走路妨害とともに交通事故の危険性が指摘されています。応援は安全な場所で行い、車の移動は迂回路を利用してください。また、選手が通過するまでの間、車両などの通行を制限することがありますので、ご協力をお願いします。

※三隅中学校前スタート

日時 10/19(土) 10:20～

区間 三隅中学校前～ラポールゆや

問い合わせ 長門市体育協会

Tel 22・3540

創る支える未来 広告

みんなの知っている建物も、見えないところで支えている。
鉄で未来をつくる会社

ヤマネ鉄工建設グループ

0837-37-4141 | saiyou@yamanelekkou.co.jp | www.yamanelekkou.co.jp

マインシュ 英会話教室 広告

ばあばも英会話習ってよー!

英検対策 レッスンあり!

お問合せ 0837-22-3898 正城市2区 長門市消防署前

地元配布資料

下関市 殿居地区

令和元年9月

殿居地区
住民の皆様へ

白滝山ウインドファーム更新計画 環境影響評価方法書の住民説明会のお知らせ

白滝山ウインドファーム株式会社
代表取締役社長 山中 廣人

日頃より、白滝山ウインドファームの発電事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、白滝山ウインドファームでは、現在、発電設備の更新計画を検討しています。

その一環として「環境影響評価法」に基づく同事業の「環境影響評価方法書」に関する説明会をおこない、皆様の御意見を伺った上で、環境影響に配慮した計画を立案したいと考えております。

つきましては、下記日程で事業計画及び環境影響評価方法についての説明会を開催しますので、ご多忙のところ恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

■ 住民説明会の開催を予定する日時及び場所

場 所：とのい夢夢ハウス

開催日時：10月23日（水）18時から

1. 事業者の名称 白滝山ウインドファーム株式会社

代表者の氏名 代表取締役 山中 廣人

事務所の所在地 山口県下関市豊北町大字栗野字オケ瀬 10001 番地 3

2. 対象事業の名称 （仮称）白滝山ウインドファーム更新事業

種類 風力発電所更新事業

規模 発電設備出力 最大 50,000 キロワット

3. 対象事業実施区域 山口県下関市豊北町及び豊田町、長門市湯谷河原

尚、下記の場所・時間にて上記方法書の縦覧を行っております。

■ 縦覧の場所・時間

場所：下関市役所本庁、下関市環境部環境政策課、下関市豊田総合支所、
下関市豊北総合支所、下関市豊北総合支所栗野支所、同阿川支所、
同田耕支所

長門市役所商工水産課、長門市役所本庁 図書縦覧コーナー

※土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧：URL <http://www.kinden.co.jp/>

期間：令和元年10月16日（水）から

令和元年11月15日（金）まで

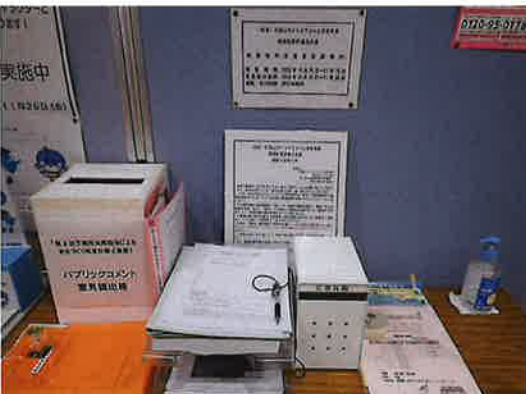
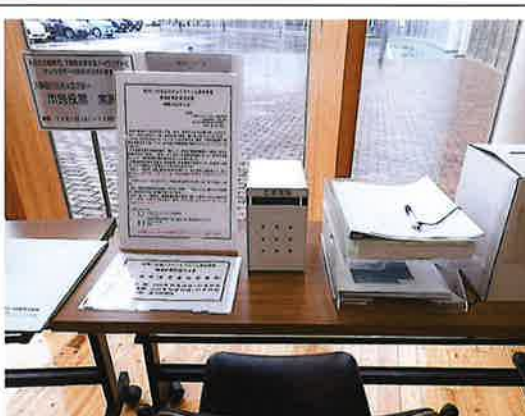
■ 問い合わせ先

白滝山ウインドファーム株式会社

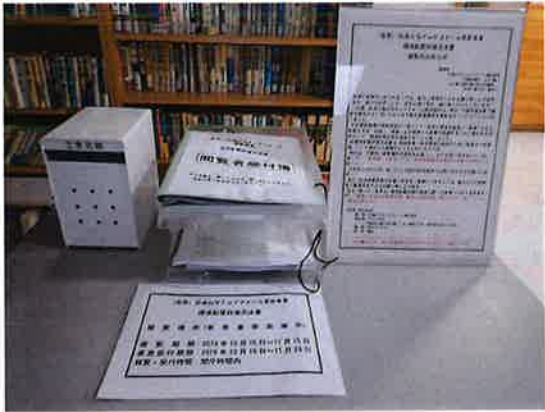
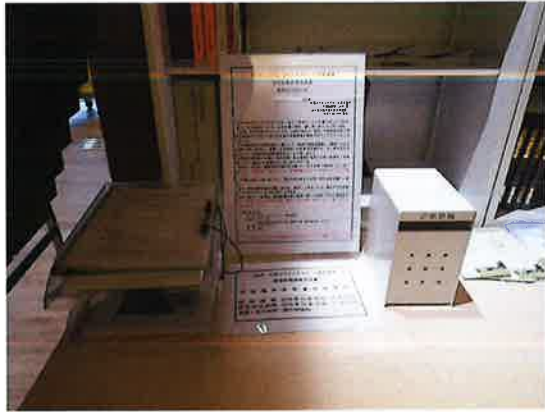
〒531-8550 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番41号（株式会社きんでん内）

電話 06-6375-6179 （担当）西本正史

縦覧状況 (1/2)

和歌山県長門健康福祉センター	下関市役所 本庁
	
下関市役所 環境部環境政策課	下関市役所 豊田総合支所
	
下関市役所 豊北総合支所	下関市役所 豊北総合支所栗野支所
	

縦覧状況 (2/2)

下関市役所 豊北総合支所阿川支所 	下関市役所 豊北総合支所田耕支所 
長門市役所 商工水産課 	長門市役所 本庁図書縦覧コーナー 
白滝山ウインドファーム株式会社 	

意見書様式

(仮称) 白滝山ウインドファーム更新事業
環境影響評価方法書に対する意見書

年 月 日

事業者
白滝山ウインドファーム株式会社 宛

提出者 住 所
氏 名

次のとおり環境影響評価方法書に対する意見書を提出します。

意 見 の 内 容	
-----------------------	--

意見書の提出期間

2019 年 10 月 16 日(水)～2019 年 11 月 29 日(金)

意見書の提出方法

備え付けのご意見箱にご投函下さい。

下記、事業者までご郵送頂いても構いません(2019 年 11 月 29 日当日消印有効)。

お問い合わせ先

名 称：白滝山ウインドファーム株式会社

所在地：〒531-8550 大阪市北区本庄東 2 丁目 3 番 41 号 (株式会社きんでん内)

電 話：06-6375-6179

担 当：西本

ご意見は環境影響評価の実施に際して参考にさせていただきますが、ご意見に対する回答を含め、個別に対応はいたしませんので、あらかじめご承知おき下さい。
なお、意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

